

## 福島復興再生基本方針（案）に対する福島県知事意見への回答

### 「1 本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保」について

- 福島では、東日本大震災への直接的な対応にとどまらず、度重なる自然災害、物価高騰、さらには人口減少・高齢化といった課題が生じているものと認識している。第3期復興・創生期間においても、原子力災害からの復興といった課題を抱える福島の特殊な事情を踏まえ、福島復興再生基本方針（以下「基本方針」という。）に盛り込んだ取組を着実に実施するとともに、必要な予算や、税制等の復興を支える制度の確保に責任をもって取り組んでいく。

### 「2 避難指示・解除区域の復興及び再生」について

- 避難指示・解除区域の復興及び再生については、基本方針第2部に基づき、貴県及び県内市町村と連携し、生活環境の整備、産業・なりわいの再生、営農再開の加速化、被災者の心身のケア、風評払拭、移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大、人材の確保・育成、医療提供体制の再構築等への支援等の取組を進めていく。
- 中間貯蔵施設については、基本方針第3に盛り込んだ取組を進めていく。福島県内で生じた除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分は、国としての約束であり、法律に定められた国の責務である。「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」と「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」に沿って、復興再生利用の推進や県外最終処分に係る検討を行うとともに、理解醸成活動を推進する。復興再生利用の推進

については、国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先して取り組んでいく。また、令和7年9月に環境省において設置された有識者会議の下で、復興再生利用及び除去土壌等の最終処分に係る事項をはじめとする、環境再生に係る技術的な事項等について検討を行うことで、おおむね2035年を目途に最終処分場の仕様の具体化、候補地の選定等を行い、その後、用地取得、建設、運搬等、2045年3月までの県外最終処分の実現に向けた取組を着実に進める。

- 帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、基本方針第4に基づき、引き続き、地元の声も丁寧に伺いながら、除染後のフォローアップ等や公的住宅・商業施設・医療施設・交流施設の整備等の生活環境整備をハード・ソフト両面から進めていく。

また、特定帰還居住区域については、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還する住民の方々が安全・安心に日常生活を営むために必要となる宅地、道路、集会所、墓地などを区域に含めた上で、除染を始めとする生活の再建に向けた環境整備に取り組んでいく。

また、残された土地・家屋等の取扱い等については、引き続き重要な課題であり、地元の地方公共団体と丁寧に協議を重ねつつ、検討を進めていき、将来的には帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組んでいく。

### 「3 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現」について

- 御指摘の事項については、基本方針第6に盛り込んだ取組を進めていく。住民の個人線量の把握・管理、放射線相談員による相談

体制の維持、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、除染後のフォローアップの実施等の取組を通じて、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として年間1ミリシーベルト以下になることを目指していく。

#### 「4 福島イノベーション・コスト構想の推進等」について

- 御指摘の事項については、基本方針第8に基づき、令和7年6月に改定した「福島イノベーション・コスト構想を基軸とした産業発展の青写真」も踏まえて、進めていく。

福島国際研究教育機構の取組については、機構が世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるよう、新産業創出等研究開発基本計画等に基づき、貴県及び県内市町村等とも連携し、速やかに施設整備を進めるとともに、5分野を基本とした研究開発の推進と、その研究開発成果の産業化やこれを担う人材の育成・確保に取り組んでいく。

#### 「5 その他福島の復興及び再生を推進するための措置」について

- 廃炉・汚染水・処理水対策については、基本方針第1に盛り込んだとおり、引き続き、国が前面に立って取り組んでいく。また、東京電力が、福島の復興に不可欠な廃炉を、安全確保を最優先に、着実に実施していくよう、しっかりと指導していく。

ALPS処理水の処分については、引き続き、適切にモニタリングを行い、安全確保に万全を期し、IAEAによる評価も含め、科学的根拠に基づき国内外に向けて透明性が高く分かりやすい情報発信に努めていく。加えて、事業者の方が安心して事業を継続することができるよう販路開拓への支援などの風評対策にも、政府としてしっか

り取り組む。廃炉及びALPS処理水の処分が完了するまで、政府全體として全責任を持って取り組んでいく。

また、水産業については、水産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、水揚量の増大に資する取組、販路の回復・開拓等の取組を支援するなど、生産から流通・消費に至る総合的な対策を講じていく。

また、御指摘の、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組の支援、鳥獣被害対策、風評対策、福島県復興祈念公園の支援、東日本大震災・原子力災害伝承館を核とした交流拡大・情報発信、貴県及び県内市町村への人材面での支援等について、適切に取り組んでいく。

- また、福島の復興及び再生には中長期的対応が必要であることから、第3期復興・創生期間においても、引き続き、国が前面に立って取り組んでいく。